

毎年5月は消費者月間です

# 平成18年のテーマは 「知恵と勇気で 消費者被害を防ごう」です。

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154



消費者が安全で安心して生活を送るために、消費者が自分で考え方行動することが大切です。

昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」(後の「消費者基本法」)が制定されました。その後、その法制定20周年を記念して、昭和63年に、経済企画庁(現在の内閣府)が5月を「消費者月間」と定めています。

この機会に、私たちの周りにある消費者被害について学習しましょう。

今回は、だまされないために、悪徳商法でよくある手口を紹介します。

身に覚えのない不審な請求、屋根・床下などの点検商法、強引な訪問販売など、私たちは様々な消費生活トラブルに囲まれ、暮らしの中に不安が広がっています。

消費者が安全で安心して生

活を送るためには、消費者が自分で考え方行動することが大切です。

昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」(後の「消費者基本法」)が制定されました。その後、その法制定20周年を記念して、昭和63年に、経済企画庁(現在の内閣府)が5月を「消費者月間」と定めています。

この機会に、私たちの周りにある消費者被害について学習しましょう。

今回は、だまされないために、悪徳商法でよくある手口を紹介します。

## S F (催眠) 商法

さいみん

さいみん